第４号議案

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特定教育・保育の取扱方針） 第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ⑴　（略） ⑵　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条**第１１項**の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項 ⑶・⑷　（略） ２　（略）	（特定教育・保育の取扱方針） 第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ⑴　（略） ⑵　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条**第９項**の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項 ⑶・⑷　（略） ２　（略）

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。